

1. 規則

- 1.1 本レガッタには、『セーリング競技規則』に定義された規則が適用される。
- 1.2 規則67に関する以下のJSAF規程が適用される。
規則67: セーリング競技規則に定める『規則』の違反行為により生じた損傷に関する艇の法的責任は、当該インシデントに関与した艇のペナルティの履行、あるいは審問におけるプロテスト委員会または最高審判委員会の決定とは別個のものである。(日本セーリング連盟規程 P2)
- 1.3 規則 G3 を次のように修正して適用する。
G3 チャーターまたは借用艇
大会のためのチャーター艇または借用艇には、他の競技者と重複しない、クラス規則に反している国を示す文字やセール番号を付けることができる。
- 1.4 言語間で矛盾が生じた場合には、英文が優先される。
- 1.5 付則Pが適用される。
- 1.6 付則Tが適用される。調停員は該当の審問に参加することができる。

2. 広告とバウナンバー

艇は、主催団体によって選択され支給される。広告とバウナンバーを表示するよう要求されることがある。この規則に違反した場合には、World Sailing 規程 20.9.2 が適用される。 [DP]

3. 競技者への通告

競技者への通告は、レガッタ・オフィスの西側に位置する公式掲示板に掲示される。

4. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の09:00までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の18:00までに掲示される。

5. 陸上で発せられる信号

- 5.1 陸上で発せられる信号は、中央スロープ脇に位置するポールに掲揚される。
- 5.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号『回答旗』の「1分」を「40分」以降に置き換える。

6. レース日程

6.1 日程表

7月30日 日曜日	10:00 - 17:00	受付および計測 *
7月31日 月曜日	10:00 - 17:00	受付および計測 *
	12:00	ブリーフィング
	14:00	プラクティスレースの予告信号
8月 1日 火曜日	10:00	ブリーフィング
	12:00	その日の最初のレースの予告信号
8月 2日 水曜日	10:00	ブリーフィング
	12:00	その日の最初のレースの予告信号
8月 3日 木曜日	10:00	ブリーフィング
	12:00	その日の最初のレースの予告信号
8月 4日 金曜日		レイ・ディ
8月 5日 土曜日	10:00	ブリーフィング
	12:00	その日の最初のレースの予告信号
8月 6日 日曜日	09:00	ブリーフィング
	11:00	その日の最初のレースの予告信号 14:00以降に予告信号は発せられない

* 計測は本レガッタのメジャーが必要と判断した場合は、上記時間以外に行うことがある。

- 6.2 大会を通して最大12レースが予定される。
- 6.3 各日とも最大3レースが予定される。
- 6.4 引き続き行われるレースの予告信号は、可及的速やかに発せられる。
- 6.5 1つのレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、音響信号1声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

7. 計測

- 7.1 艇は大会期間中いつでも安全装備と計測基準に従っていることを検査されることがある。
- 7.2 テーザークラスルールC6に従うために必要な補足分のウェイトを用意するのは各参加者の責任である。それらは計測の際に提示されなければならない。本レガッタのメジャーまたはテクニカル委員会は安定していないと思われる形状のウェイトを認めないことがある。

8. クラス旗

クラス旗はテーザークラスの記章のある白地の旗である。

9. レース・エリア

添付図Aにレース・エリアの位置を示す。

10. コース

添付図Bに、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

11. マーク

- 11.1 マーク1, 2, 3p及び3sは、黒字を有するオレンジ色の円筒形のパイである。
- 11.2 指示13に規定される新しいマークは、黒字を有する黄色の円筒形のパイである。
- 11.3 スタート・マークとフィニッシュ・マークは、レース委員会艇または浮標である。

12. スタート

- 12.1 レースは規則26を用いて、予告信号をスタート信号の5分前とし、スタートさせる。
- 12.2 スタート・ラインは、スタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。レース委員会はスタート・ラインの midpoint に、追加でスタート・マークを設置することがある。
- 12.3 スタート信号後4分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった(DNS)』と記録される。これは規則A4を変更している。

13. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

14. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールの間、またはスターボートの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端にある近くのフィニッシュ・マークの間とする。

15. タイム・リミットとターゲット・タイム

- 15.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは以下のとおりとする。

タイム・リミット	80分
第1マークのタイム・リミット	25分
ターゲット・タイム	60分
フィニッシュ・ウィンドウ	15分
- 15.2 第1マークのタイム・リミット内に1艇も第1マークを通過しなかった場合、レースは中止される。ターゲット・タイムどおりとならなくても、艇からの救済の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。
- 15.3 最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は『フィニッシュしなかった(DNF)』と記録される。これは規則 35, A4 および A5を変更している。 .

16. 抗議と救済要求

- 16.1 抗議書はプロテスト・オフィスで入手できる。抗議および救済または審問の再開要求は、適切な締切時間内にプロテスト・オフィスに提出されなければならない。
- 16.2 抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないと信号を発した後、どちらか遅い方から70分とする。
- 16.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告が掲示される。審問はプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。
- 16.4 レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会による抗議の通告を規則61.1(b)に基づき艇に伝えるために掲示する。
- 16.5 指示1.5に基づき規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは掲示される。
- 16.6 指示 18, 19, 21, 23, 24, 28 およびクラス規則 [DP] の違反は、艇による抗議の根拠とはならない、これは規則 60.1(a)を変更している。
- 16.7 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から30分以内に提出されなければならない。これは規則 62.2を変更している。
- 16.8 規則 70.5に規定されたとおり、インターナショナル・ジュリーの判決を最終とする。

17. 得点

- 17.1 シリーズの成立には、4レースを完了させることが必要である。
- 17.2 (a) 5レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
(b) 5レースから8レースまで完了した場合、艇のシリーズ得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
(c) 9レース以上完了した場合、艇のシリーズ得点は、最も悪い方から2つの得点を除外したレース得点の合計とする。

18. 安全規定

- 18.1 レースに出走する前に、艇の乗員はレガッタ・オフィス前に用意されている書式に署名をしなければならない。 [DP]
- 18.2 艇の乗員は海上から帰着後、抗議締切時間内に、艇の乗員は指示18.1に記載されている同一の場所に用意されている書式に署名しなければならない。 [DP]
- 18.3 レースからリタイアしようとする艇は、レース・エリアから離れる前に、レース委員会にその旨を伝えなければならない。不可能な場合、帰着後、可及的速やかにレガッタ・オフィスにその旨を伝えなければならない。 [DP]
- 18.4 レースからリタイアした艇は、抗議締切時間内にレース・オフィスにリタイア報告書を提出しなければならない。 [DP]

19. 乗員の交代と装備の交換

- 19.1 競技者の交代は、レース委員会の書面による事前承認なしでは許可されない。 [DP]
- 19.2 損傷または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に、テクニカル委員会に対して行わなければならない。 [DP]

20. 運営艇

運営艇の識別は、以下のとおりとする。

レース委員会艇	黄色地に黒字で "RC" の表記
プロテスト委員会艇	赤色地に白字で "JC" の表記
メディア艇	緑色地に白字で "MEDIA" の表記

21. 支援艇

- 21.1 チーム・リーダー、コーチその他の支援者は、準備信号の時刻から全ての艇がフィニッシュもしくはリタイアするか、レース委員会が延期・ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。 [DP]
- 21.2 全ての支援艇は 400mm x 400mm 以上の正方形の白色旗を、識別のために掲揚しなければならない。 [DP]

22. ごみの処分

ごみは、支援艇または大会運営艇に渡してもよい。

23. 停泊

艇は豊田自動織機 海陽ヨットハーバーにある間、艇のオーナーの責任によって、指定された場所に保管しなければならない。 [DP]

24. 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。 [DP]

25. 賞

25.1 賞は次のとおり授与される。

- 総合成績 上位3位
- マスター優勝 (合計年齢 80 - 99 歳)
- グランドマスター優勝 (合計年齢 100 - 119 歳)
- スーパーグランドマスター優勝 (合計年齢 120 歳以上)
- ファーストレディ (最高順位の女性ヘルムまたは女性クルー)
- ファーストジュニアヘルム (19 歳未満のヘルム)

合計年齢は2017年7月30日時点の年齢で計算される。

年齢に関連した賞は、乗員の合計年齢が実施されたすべてのレースで年齢条件を満たした場合に与えられる。

25.2 特別賞が主催団体の裁量で与えられることがある。

26. 責任の否認

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則4 『レースすることの決定』参照。

主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物的損害または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

27. 保険

各参加艇は、インシデント毎に最低1億円を補償するか、または同等の、有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

参加申込みをするすべての艇のオーナーまたは競技者は、これらの保険に加入していることを宣言したものとす。競技者は保険加入の証明を要求された場合に示されるようにしなければならない。

28. 行動規範

競技者は競技役員からの合理的な要求に従わなければならない。 [DP]

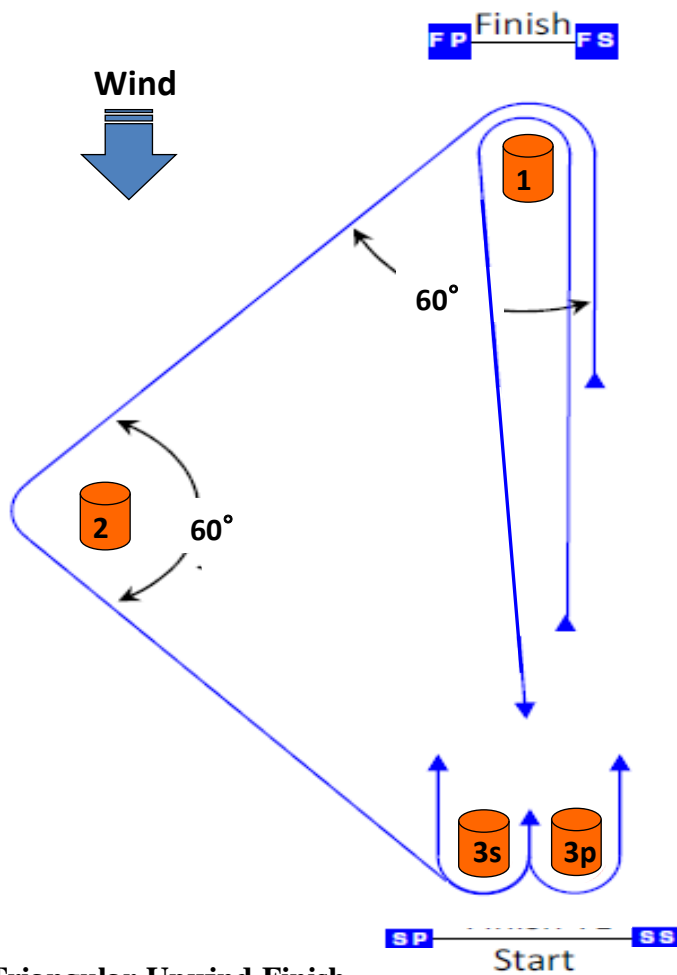
29. 名前と肖像を使用する権利

本大会に参加することにより競技者は主催者、日本テザー協会とスポンサーに対し、競技期間中の競技者のあらゆる写真、動画、あるいはその他の複製を時あるごとに自由に作製、使用、公開する権利を、無償で永続的に譲渡したものとす。

添付図 A



添付図 B



Course: Triangular Upwind Finish

TW3 : Start - 1 - 2 - 3s (port) - 1 - 3s/3p - Finish

マーク3sと3p は、スタート・ラインの風上側、0.05Nmから0.15Nmに位置する。